

## シンポジウム「さようなら、四号特例」 質問と回答

2024年1月22日に開催いたしましたシンポジウム当日のアンケートに記載いただきました質問・回答をまとめています。

※1月22日時点の情報をもとに、主に講師・荒木康弘氏に回答いただきました。

- Q 改正後の壁量計算の準耐力壁として考慮できる壁の種類は告示1100号の壁のみでしょうか。それとも大臣認定の耐力壁であれば準耐力壁として考慮可能としてよいのでしょうか。
- A 現在検討中ですが、「大臣認定の準耐力壁」は認める方向で検討が進んでいると思います。
- Q 耐力壁7倍は、当面大臣認定で運用とのことと、認定範囲の緩和合理化とのアナウンスでしたが、いつ頃を予定しておりますでしょうか。
- A 明確には定まっていませんが、2025年4月の関連法令の施行に合わせるなら、その前に大臣認定の運用ルールを改定する必要があるとのコメントはいただいています。
- Q 法改正が猶予期間を設けると聞いていますが、確定事項でしょうか。また、今後のスケジュール等を教えていただけますでしょうか。
- A 2024年春～初夏にかけて関連する施行令や告示が交付される予定です。後ろにずれる可能性は大きいですが。
- Q 2025年改正により旧四号建築の伝統構法による確認申請上の緩和措置として、限界耐力計算などによる計算を行った場合、必ずしも適判を要しないとの手続き上の情報は国交省サイトなどに告知されています。新築や既存建物の確認申請などに関する手続き上の計算内容や書類などは現行の適判の申請ルートと同等になるのでしょうか。
- A そのように考えられます。
- Q 準耐力壁の加算に関して2000年以前の大員認定品に関しても同様に加算できるのでしょうか。
- A 加算できる準耐力壁は現在品確法に位置づけられている準耐力壁と既認定の1.5倍以下の大臣認定の準耐力壁になります。
- Q 今回の四号特例廃止は何を目的としてはじまったのでしょうか。構造検討がされていない

建物の排除？ 仕様規定すら検討できない建築士への戒め？ 構造検討していないプレカット業者への注意喚起？

折角の法改正ですので改正後に目的とした体制に業界が変化できることを切に願いますが、パネルディスカッションでもありました罰則や責任の範疇などは目的によるかと考えます。どの部分の変化を求めた法改正なのかご教示いただけると幸いです。

A <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001487807.pdf>  
こちらのP15、18をご確認ください。

Q 既存住宅の耐震補強設計、工事についての補助教材のような冊子の予定はありますか。

A (一財)日本建築防災協会にお問い合わせください。

Q 近年住宅プランの多様化により、吹抜け、オーバーハング、ポーチ、大屋根、桁落ち、屋根ありバルコニー、スキップフロアや平面形状が不整形なものも多く見られるようになってきました。しかし明確なルールがないため、仕様規定で通せてしまいます。

見上げ面積を基本にするとか、不整形はグレー本の考え方を基本にするとかしていただけないものでしょうか。

A 「基準の明確化」として今後検討できればと思います。

Q 在来軸組工法の仕様規定はツーバイフォーのような構造計画に関する基準もなければ、品確法のような水平構面・横架材・基礎に関する簡易検討もありません。

今回の法改正で耐力壁が増えるのはすごくいいことだと思うのですが、その増やした耐力壁がきちんと効くのか、繰り返しの大きな地震で壊れないのか、ということを考える必要はないのでしょうか？ 構造計画の基準や推奨基準をもう少し設けられないのでしょうか。

A ご指摘の通り、必須の規定ではありませんが、日本住宅・木材技術センター発行の「木造軸組構法住宅の構造計画」には、スキップフロアや吹き抜けを有する建物、岡立ちの壁配置の場合の設計上の留意点等についてまとめられています。木造関係者には馴染みが薄いですが建築物の構造関係技術基準解説書には高耐力壁を用いる場合に注意する点を記載予定です。

Q 非木造の構造設計では、メーカー工法の場合、設計支援が当たり前に行われているがメーカーに設計責任が生じる話は聞かない(責任は設計者で参考の計算と明記した検討書を作成するメーカーも多い)。これに倣えば木造の場合もプレカット会社も設計責任は負わず製作責任のみを負うことになると思うが、プレカット図以外の設計図作成に関しては事務所登録するしないに関わらず作成したものに起因する不具合については設計者と共に責任が発生するのではないのでしょうか。プレカット会社が事務所登録しても基礎を含めた構造設計者の業務を行わないのであれば(申請図書で設計者として会社名を記載しないのであれば)作成した設計図は申請図書記載の設計者との共同責任になるのではないかと思います。法律的な見解が知

りたいです。

A コメントありがとうございます。今後検討する際に参考にさせていただきます。

Q 機械プレカット事業者様からの懸念にもありましたが、設計責任の所在が不明なままで議論が終わりました。

一般施主にとっては、あくまで工務店責任ですので、請負契約上で約束した構造耐力に満たない構造レベルとなった場合で、そのやり直し費用の請求があった場合、工務店がその責を負うことは明確でしょうが、大多数の一般工務店（パネルの工務店様は自社設計を前提としているということでしたが）は、機械プレカット事業者に構造設計を依存しながらも、土業としての責任は工務店が負っているとの説明だったと思います。この認識で正しいですか。

A 一般論として、大筋はご認識の通りかと思われませんが、請負契約の契約内容やプレカット事業者の提供内容等、案件毎の個別事情があると思われしますので、回答を差し控えさせていただきます。（回答：耐震性能見える化協会）

Q 四号特例の縮小によるリノベーションへの影響について。リノベーションの中での確認申請が必要になるケースを詳しく知りたいです。

A コメントありがとうございます。今後関連する検討が行われるとも思います。

Q たぶん現行の wallstat でも計算データを活用すれば、設計者の責任において保有水平耐力計算ルートや限界耐力計算ルートでの確認申請の構造計算書が作れると思います。今後そのような対応の可能性について教えてください。

A 現在、CLTパネル工法のルート3の一貫構造計算ソフトを開発しております（3月完成予定）。将来的には軸組構法でも展開したいと考えています。（回答：中川貴文氏）

Q wallstat を特定行政庁やそれに代わる審査機関側が受け入れていただけるよう進めていただきたいです。しかしそれには wallstat による地盤と基礎のシミュレーションが必須だと思います。中川先生の見解をお聞きしたいです。

A 地盤・基礎と上部構造連動の応力解析機能を開発中です。完成すれば、地盤・基礎を含めた一貫計算が可能になると思います。（回答：中川貴文氏）

以上